

論文式試験問題集 [刑事系科目第 1 問]

【刑事系科目】

【第1問】（配点：100）

次の【事例】を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までについて、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。

【事例1】

- 1 甲（男性，17歳）は，私立A高校（以下「A高校」という。）に通う高校2年生であり，A高校のPTA会長を務める父乙（40歳）と二人で暮らしていた。
- 2 7月某日，甲は，他校の生徒と殴り合いのけんかをして帰宅した際，乙から，顔が腫れている理由を尋ねられ，他校の生徒とけんかをしたことを隠そうと思い，とっさに乙に対し，「数学の丙先生から，試験のときにカンニングを疑われた。カンニングなんかしていないと説明したのに，丙先生から顔を殴られた。」とうその話をしたところ，乙は，その話を信じた。
乙は，かねてから丙に対する個人的な恨みを抱いていたことから，この機会に恨みを晴らそうと思い，丙が甲に暴力を振るったことをA高校のPTA役員会で問題にし，そのことを多くの人に広めようと考えた。そこで，乙は，PTA役員会を招集した上，同役員会において，「2年生の数学を担当する教員がうちの子の顔を殴った。徹底的に調査すべきである。」と発言した。なお，同役員会の出席者は，乙を含む保護者4名とA高校の校長であり，また，A高校2年生の数学を担当する教員は，丙だけであった。
- 3 前記PTA役員会での乙の発言を受けて，A高校の校長が丙やその他の教員に対する聞き取り調査を行った結果，A高校の教員25名全員に丙が甲に暴力を振るったとの話が広まった。丙は，同校長に対し，甲に暴力を振るったことを否定したが，当分の間，授業を行うことや甲及び乙と接触することを禁止された。

【設問1】 【事例1】における乙の罪責について，論じなさい（業務妨害罪及び特別法違反の点は除く。）。

なお，乙には，公益を図る目的はなかったものとする。

【事例2】

- 4 丙は，甲及び乙との接触を禁止されていたが，乙に対し，前記PTA役員会での乙の発言の理由を直接尋ねたいと考え，8月某日午後10時に乙を町外れの山道脇の駐車場に呼び出した。
乙は，丙と直接話をするに当たり，甲が丙から顔を殴られたことについて，甲に改めて確認しておこうと思い，甲に対し，「今日の午後10時に山道脇の駐車場で丙と会うことになった。あの話は本当だよな。」と尋ねた。甲は，乙と丙が直接話合いをすることを知り，このまもうそをつき通すことはできないと思い，乙に対し，うそであることを認めて謝った。乙は，甲がうそをついていたことに怒り，「なぜ，うそをついたんだ。」と怒鳴りながら，甲の顔を複数回殴って叱責した。
- 5 同日午後10時頃，乙は，自動車を運転して，前記駐車場まで行き，同駐車場に自動車を駐車して自動車から降りると，同駐車場において，既に到着していた丙と向かい合って，話を始めた。そして，丙が乙に前記PTA役員会での乙の発言の理由を尋ねたところ，乙は，「息子もうそだと認めたので，この話は，これで終わりだ。」と言い，一方的に話を終わらせ，自己の自動車の方向に向かって歩き出した。丙は，乙の態度に納得できずに「まだ話は終わっていない。」と言って乙を追い掛けたところ，乙は，急いで自動車に乗り込もうとした際，石につまずいて転倒し，額をコンクリートブロックに強く打ち付け，額から血を流して意識を失った。丙は，乙が額から血を流して意識を失ったことに驚き，その場から立ち去った。

6 甲は、乙と丙の話合いがどうなったかが気になり、同日午後10時30分頃、バイクを運転して前記駐車場に向かい、同駐車場で倒れている乙を発見した。甲は、同駐車場に止めたバイクにまたがったまま、乙に「親父。大丈夫か。」と声を掛けたところ、これにより乙が意識を取り戻して立ち上がった。乙は、甲が同駐車場にいることには気付かず、自己の自動車を駐車した場所に向かおうとしたが、意識がはっきりとしていなかったため、その場所とは反対方向の崖に向かって歩き出し、約10メートル歩いた崖近くで転倒して意識を失った。

山道脇の駐車場には、街灯がなく、夜になると車や人の出入りがほとんどなかった。さらに、乙が転倒した場所は、草木に覆われており、山道及び同駐車場からは倒れている乙が見えなかった。もっとも、乙が崖近くで転倒した時点では、乙の怪我の程度は軽傷であり、その怪我により乙が死亡する危険はなかった。しかし、乙が転倒した場所のすぐそばが崖となっており、崖から約5メートル下の岩場に乙が転落する危険があった。

7 甲は、バイクから降りて、乙に近づいて乙の様子を見ており、乙の怪我が軽傷であること、乙が転倒した場所のすぐそばが崖となっており、崖下の岩場に乙が転落する危険があることを認識していた。また、乙が崖近くで転倒した時点で、同駐車場に駐車中の乙の自動車の中に乙を連れて行くなどすれば、乙が崖下に転落することを確実に防止することができたし、甲は、それを容易に行うことができた。

しかし、甲は、丙から顔を殴られたという話がうそであることを認めて謝ったのに、乙から顔を複数回殴られ叱責されたことを思い出し、乙を助けるのをやめようと考え、乙の救助を一切行うことなく、その場からバイクで走り去った。

8 その後、甲が自宅に到着した頃、乙は、意識を取り戻して起き上がろうとしたが、崖に向かって体を動かしたため、崖下に転がり落ち、後頭部を岩に強く打ち付け、後頭部から出血して意識を失った。この時点で、乙の怪我の程度は重傷であり、乙が意識を失ったまま崖下に放置されれば、その怪我により乙が死亡する危険があった。

9 同日午後11時30分頃、乙は、意識を取り戻し、自己の携帯電話機で119番通報を行い、臨場した救急隊員により救助され、搬送先の病院で緊急手術を受けて一命を取り留めた。

【設問2】 【事例2】における甲の罪責について、以下の(1)及び(2)に言及しつつ、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- (1) 不作為による殺人未遂罪が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- (2) 保護責任者遺棄等罪（同致傷罪を含む。）にとどまるとの立場からは、不作為による殺人未遂罪が成立するとの立場に対し、どのような反論が考えられるか。

【設問3】 【事例2】の6から9までの事実が以下の10及び11の事実であったとする。

10 甲は、乙と丙の話合いがどうなったかが気になり、同日午後10時30分頃、バイクを運転して山道脇の駐車場に向かい、同駐車場で意識を失って倒れている丁を発見した。丁は、甲とは無関係な者であるが、その怪我の程度は重傷であり、そのまま放置されれば、その怪我により死亡する危険があった。

甲は、丁の体格や着衣が乙に似ていたこと、同駐車場に乙の自動車が駐車されていたこと、夜間で同駐車場には街灯がなく暗かったことから、丁を乙と誤認した。

11 甲は、重傷を負った乙が死んでも構わないと思いつつ、乙と誤認した丁の救助を一切行うことなく、その場からバイクで走り去った。その後、丁は、意識を取り戻し、自己の携帯電話機で119番通報を行い、臨場した救急隊員により救助され、搬送先の病院で緊急手術を受けて一命を取り留めた。

なお、甲と同じ立場にいる一般人でも、丁を乙と誤認する可能性が十分に存在した。また、

同駐車場には、丁以外にも負傷した乙が倒れており、甲は、乙の存在に気付いていなかったが、丁を救助するために丁に近づけば、容易に乙を発見することができた。

この場合、甲には無関係の丁を救助する義務は認められないので殺人未遂罪は成立しないとの主張に対し、親に生じた危難について子は親を救助する義務を負うとの立場を前提に、甲に同罪が成立すると反論するには、どのような構成が考えられるかについて、論じなさい。

論文式試験問題集 [刑事系科目第 2 問]

【刑事系科目】

【第2問】（配点：100）

次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

- 1 平成30年1月10日午前10時頃、A工務店の者と名乗る男が、H県I市J町のV方を訪問し、V（70歳、女性）に対し、無料でV方の修繕箇所の有無を点検する旨申し向け、Vの了解を得て、V方を点検した。その男は、実際には特段修繕を要する箇所などなかったにもかかわらず、Vに対し、「屋根裏に耐震金具は付いていますが、耐震金具に不具合があって、そのまま放っておくと、地震が来たら屋根が潰れてしまいます。すぐに工事をしないと大変なことになります。代金は100万円です。お金を用意できるのであれば、今日工事をすることも可能です。」などと嘘を言ってVをだまし、V方の屋根裏の修繕工事を代金100万円で請け負った。その男は、Vから、「昼過ぎであれば100万円を用意できるので、今日工事をしてほしい。」と言われたため、同日午後1時頃、再度、V方を訪問し、Vから工事代金として現金100万円を受領し、領収書（以下「本件領収書」という。）をVに交付した。その後、その男は、V方の修繕工事を実施したかのように見せ掛けるため、形だけの作業を行った上で、Vに対し、工事が終了した旨告げて立ち去った。

本件領収書の記載内容は【資料1】のとおりであり、㊸の部分にA工務店の代表者として甲の名字が刻された認め印が押されているほかは、全てプリンターで印字されたものであった。

- 2 Vは、同日午後7時頃、Vの長男WがV方を訪問した際に前記工事の話をしたことを契機に、詐欺の被害に遭ったことに気付き、Wから、犯人が言った内容を記載しておいた方がよいと言われたため、その場で、メモ用紙にその内容を記載した（以下「本件メモ」という。）。

本件メモの記載内容は【資料2】のとおりであり、全ての記載がVによる手書き文字であった。

翌11日、V及びWは、警察署に相談に訪れた。Vは、司法警察員Pに対し、本件領収書及び本件メモを提出した上で、「100万円の詐欺の被害に遭いました。犯人から言われた内容は、被害当日にメモに書きました。犯人は中肉中背の男でしたが、顔はよく覚えていません。ただ、犯人が、『A工務店』と書かれたステッカーが貼られた赤色の工具箱を持っていたことは覚えています。ステッカーは、直径5センチメートルくらいの小さな円形のもので、工具箱の側面に貼られていました。」と説明した。Wは、Pに対し、「提出したメモは、昨夜、母が、私の目の前で記載したものです。そのメモに書かれていることは、母が私に話した内容と同じです。」と説明した。

- 3 Pらが所要の捜査を行ったところ、本件領収書に記載された住所には、実際にA工務店の事務所（以下「本件事務所」という。）が存在することが判明した。

本件事務所は、前面が公道に面した平屋建ての建物で、玄関ドアから外に出るとすぐに公道となっていた。また、同事務所の前面の腰高窓にはブラインドカーテンが下ろされており、両隣には建物が接しているため、公道からは同事務所内を見ることができなかった。

Pらは、同月15日午前10時頃、本件事務所付近の公道上に止めた車両内から同事務所の玄関先の様子を見ていたところ、同事務所の玄関ドアの鍵を開けて中に入っていく中肉中背の男を目撃した。その男が甲又はA工務店の従業員である可能性があると考え、①Pは、同日午前11時頃、その男が同事務所から出てきた際に、同車内に設置していたビデオカメラでその様子を撮影した。Pが撮影した映像は全体で約20秒間のものであり、男が同事務所の玄関ドアに向かって立ち、ドアの鍵を掛けた後、振り返って歩き出す姿が、容ぼうも含めて映っているものであった。

Pがその映像をVに見せたところ、Vは、「この映像の男は、犯人に似ているような気がしますが、同一人物かどうかは自信がありません。」と述べた。

その後の捜査の結果、A工務店の代表者が甲という氏名であること及び前記映像に映っている男が甲であることが判明した。

Pらは、引き続き本件事務所を1週間にわたって監視したが、甲の出入りは何度か確認できたも

の、他の者の出入りはなかったため、A工務店には甲のほかに従業員はいないものと判断して監視を終えた。

Pらは、その監視の最終日、甲が赤色の工具箱を持って本件事務所に入っていくのを目撃した。Pらは、同工具箱に「A工務店」と書かれたステッカーが貼られていることが確認できれば、甲が犯人であることの有力な証拠になると考えたが、ステッカーが小さく、甲が持ち歩いている状態ではステッカーの有無を確認することが困難であった。そこで、Pらは、同事務所内に置かれた状態の工具箱を確認できないかと考えた。しかし、公道からは同事務所内の様子を見ることができなかつたので、玄関上部にある採光用の小窓から内部を見ることができないかと考へ、向かい側のマンションの管理人に断つた上で同マンション2階通路に上がったところ、同小窓を通して同事務所内を見通すことができ、同事務所内の机の上に赤色の工具箱が置かれているのが見えた。そして、Pが望遠レンズ付きのビデオカメラで同工具箱を見たところ、同工具箱の側面に、「A工務店」と記載された小さな円形のステッカーが貼られているのが見えたことから、②Pは、同ビデオカメラで、同工具箱を約5秒間にわたって撮影した。Pが撮影したこの映像には、同事務所内の机の上に工具箱が置かれている様子が映っているのみで、甲の姿は映っていなかつた。

Pがその映像をVに見せたところ、Vは、「犯人が持っていた工具箱は、この映像に映っている工具箱に間違いありません。」と述べた。

その後、Pは、Vの供述調書を作成するためにVの取調べを実施しようとしたが、その直前にVが脳梗塞で倒れたため、Vの取調べを実施することはできなかつた。Vの担当医師は、Vの容体について、「今後、Vの意識が回復する見込みはないし、仮に意識が回復したとしても、記憶障害が残り、Vの取調べをすることは不可能である。」との意見を述べたため、Pは、Vの供述調書の作成を断念した。

4 Pらは、同年2月19日、甲を前記1記載の事実に係る詐欺罪で通常逮捕するとともに、本件事務所等の捜索を実施し、甲の名字が刻された認め印等を押収した。そして、甲は、同月21日、検察官に送致され、引き続き勾留された。

甲は、検察官Qによる取調べにおいて、「V方に行ったことはありません。」と述べて犯行を否認した。

その後、捜査を遂げた結果、本件領収書から検出された指紋が、逮捕後に採取した甲の指紋と合致するとともに、本件領収書の印影と前記認め印の印影が合致したことなどから、Qは、同年3月12日、甲を前記詐欺の事実で公判請求した。

5 甲は、同年4月23日に行われた第1回公判期日において、前同様の弁解を述べて犯行を否認した。

Qは、本件領収書の印影と前記認め印の印影が合致する旨の鑑定書、本件領収書から検出された指紋と甲の指紋が合致する旨の捜査報告書、Vから本件メモ及び本件領収書の任意提出を受けた旨の任意提出書等のほか、③本件メモ及び④本件領収書の取調べを請求した。Qは、本件メモの立証趣旨については、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」、本件領収書の立証趣旨については、「甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受け取ったこと」であると述べた。

弁護人は、前記鑑定書、前記捜査報告書及び前記任意提出書等については同意したが、本件メモについては不同意、本件領収書については不同意かつ取調べに異議があるとの証拠意見を述べた。その後、Wの証人尋問が実施され、Wは、前記2のWがPに対して行った説明と同旨の証言をした。

〔設問1〕 下線部①及び②の各捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問2〕

1. 下線部③の本件メモの証拠能力について、立証趣旨を踏まえ、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

2. 下線部④の本件領収書の証拠能力について、立証趣旨を踏まえ、立証上の使用方法を複数想定し、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。ただし、本件領収書の作成者が甲であり、本件領収書が甲からVに交付されたものであることは、証拠上認定できるものとする。

【資料1】

領収書	
V 様	平成30年1月10日
¥ 1,000,000 (税込) 但 屋根裏工事代金として 上記正に領収いたしました	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 H県I市K町1-2-3 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 A工務店 代表 甲 印

【資料2】

1 / 10

(今日午前10時、A工務店と名乗る男性が訪問してきた。そのとき言われたこと。)

屋根裏に耐震金具は付いているが、耐震金具に不具合がある。

地震が来たら、屋根が潰れる。すぐに工事しないと大変なことになる。

工事代金は100万円。

お金が用意できるのであれば、今日工事をすることも可能。